

別紙 3

設備・機器名		香楠中学校・鳥栖高等学校		鳥栖工業高等学校		鳥栖商業高等学校		三養基高等学校		中原特別支援学校		神埼高等学校		神埼清明高等学校		鳥栖特別支援学校	
		数量	備考	数量	備考	数量	備考	数量	備考	数量	備考	数量	備考	数量	備考	数量	備考
火災通報装置	火災通報装置（移報用）									1							
ガス漏れ警報装置	ガス漏れ警報器			16													
	受信機			1													
	中継器			5													
	遮断弁																
その他	消防署への報告義務の有無	—	○	—	×	—	×	—	×	—	○	—	○	—	×	—	○
	（報告義務予定年度）		8年度前期		9年度前期		10年度前期		9年度後期		毎年		8年度後期		10年度前期		毎年

- ※ 1 上記で明示されていない機器及び配線、付属品類であっても、消防法等関係法令上又は、設備の作動上必要なものについては、業務の範囲とする。
- ※ 2 自動火災報知設備の受信機については、常用及び予備電源装置を含む。
- ※ 3 消火器については、必要な放射試験を含む。
- ※ 4 消火栓については、起動スイッチを含む。
- ※ 5 消火栓ホース耐圧試験については、10年経過後3年毎に実施する。
- ※ 6 加圧送水装置については、フートバルブを含む。
- ※ 7 非常放送設備については、アンプ・増幅器・起動装置・電源装置・スピーカー等一式とする。
- ※ 8 防火扉・防火シャッターについては、自動開閉装置を含む。
- ※ 9 漏電火災警報設備については、ブザーを含む。
- ※ 10 火災通報装置については、本体・遠隔起動装置等一式とする。